

平成30年度の主な税制改正 法人税関係〈前編〉

税理士 鈴木基史

1 所得拡大促進税制の見直し

税額控除額が、原則として給与等支給総額の対前年度増加額の『15%』（法人税額の20%を限度）とされ、適用要件が大幅に変更されました。

算式 (当年度の雇用者給与等支給額 - 前年度の雇用者給与等支給額) × 15% = 税額控除額

⇒ 基準期間を廃止し、給与支給額・設備投資額・教育訓練費に基づき計算します。

適用要件 大企業と中小企業で異なり、中小企業の方が格段に適用が容易です。

ポイント

- 中小企業は継続雇用者に対する給与等支給額が1.5%以上増加するだけでOK
- 大企業は継続雇用者に対する給与等支給額が3%以上増加し、かつ、一定額以上の設備投資も必要

中小企業者(注1)	継続雇用者(注2)に対する給与等支給額(注3)の増加割合が対前年度比1.5%以上であること
その他法人	継続雇用者に対する給与等支給額の増加割合が対前年度比3%以上で、かつ、国内設備投資額が減価償却費総額の90%以上であること

(注1) 中小企業者とは、大規模法人の子会社を除く資本金1億円以下の法人をいいます。

(注2) 継続雇用者とは、当期および前期の全期間を通じて給与等の支給がある者をいいます。

(注3) 給与等支給額は国内の事業所に勤務する使用人に支給する額（賞与を含む）で、パート・アルバイトへの給与を含み、役員（使用人兼務役員を含む）とその親族等に対するものは除きます。

上乗せ措置 下記の要件を満たす場合、控除率が上乗せされます（中小企業者10%、その他法人5%）。

	要件	控除率	
		通常	上乗せ後
中小企業者	継続雇用者に対する給与等支給額の増加割合が2.5%以上で、かつ、次のいずれかに該当すること ① 教育訓練費の増加割合が対前年度比10%以上であること ② 経済産業大臣等の認定を受けた経営力向上計画につき、その計画に従って経営力向上が確実に行われたことの証明を受けていること	15%	25%
その他法人	当期の教育訓練費の額が前期・前々期の平均額より20%以上増加していること	15%	20%

(注) 教育訓練費とは次のものをいいます。

●自らが行う教育訓練の外部講師謝金・外部施設使用料 ●他者に委託する場合の委託費 ●他の者が行う教育訓練への参加費

適用時期 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度

2 新たな特別償却・税額控除制度の創設

(1) 革新的情報産業活用設備を取得した場合

生産性向上特別措置法に規定する革新的データ産業活用計画の認定を受けた法人を支援します。

対象資産 企業内外のデータを連携・高度利活用することにより、生産性の向上を図るために新增設する機械装置・器具備品・ソフトウェアで、最低投資合計額が5,000万円以上のもの

具体例：データ収集センサー、データ分析用のロボット・サーバ・AI・ソフトウェア、サイバーセキュリティ対策品etc.

適用措置 30%特別償却または3%(注)税額控除（法人税額の15%を限度）

(注) 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加割合が3%以上のときは5%（法人税額の20%を限度）

適用時期 生産性向上特別措置法の施行日から平成33年3月31日までの間

(2) 高度省エネルギー増進設備を取得した場合

工場等での大規模な省エネ投資、複数事業者が連携して行う物流システム効率化投資等を支援します。

具体例：複数の事業者が連携した製造工程の省エネの取組み、複数の荷主が連携した物流システムの効率化 etc.

対象資産 機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物、ソフトウェア

適用措置 30%特別償却または7%税額控除（法人税額の20%を限度とし中小企業者のみ適用）

適用時期 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間

(3) 企業主導型保育施設用資産を取得した場合

事業所内保育施設の整備に伴う設備投資を支援します。

対象資産 子ども・子育て支援法による事業所内保育施設を構成する建物等およびその幼児遊戯用構築物等、保育事業の用に供する遊戯用の構築物・遊戯具・家具・防犯設備

適用措置 12%割増償却（建物等・構築物は15%）

適用時期 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間

3 租税特別措置の適用制限

業績好調にもかかわらず、賃上げや設備投資が不十分な大企業には税の優遇措置を認めないこととされました。

適用対象となる法人 中小企業者以外の法人で、当期の所得金額（欠損金の繰越控除前）が前期の所得金額（同左）を超え、かつ、次のいずれの要件も満たさない法人

- ① 当年度の継続雇用者給与等支給額が前年度を超えること
- ② 国内設備投資額が減価償却費総額の10%を超えること

適用除外となる租税特別措置 ● 研究開発税制：試験研究費の税額控除

● 地域未来投資促進税制：地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却または特別控除

● 情報連携投資等促進税制：革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別控除

適用時期 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの間に開始する事業年度

著者紹介



すずき ちとみ
鈴木 基史（公認会計士・税理士）

神戸大学経営学部卒業。大手監査法人に勤務後、昭和57年に鈴木公認会計士事務所開設。公認会計士試験・税理士試験の試験委員を歴任。

▶ 著書

「法人税申告書作成セミナー」
「法人税申告書別表4・5セミナー」
「個別事例でわかる 法人の修正申告実務」他

